

令和 8 年 9 月

第 7 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案

令和8年第7回横手市議会9月定例会議案一覧表

(1) 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配布
(2) 諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配布
(3) 諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配布
(4) 諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配布
(5) 諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配布
(6) 報告第15号	専決処分の報告について	1 ～ 2
(7) 報告第16号	放棄した債権の報告について	3 ～ 4
(8) 報告第17号	令和7年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について	5 ～ 6
(9) 同意第4号	監査委員の選任について	当日配布
(10) 同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配布
(11) 同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配布
(12) 同意第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	当日配布
(13) 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	7 ～ 8 予算書の頁
(14) 承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	9 ～ 10 予算書の頁
(15) 認定第1号	令和7年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算書の頁

(16) 認定第2号	令和7年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(17) 認定第3号	令和7年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(18) 認定第4号	令和7年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(19) 認定第5号	令和7年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(20) 認定第6号	令和7年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(21) 認定第7号	令和7年度横手市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	決算書の貢
(22) 認定第8号	令和7年度横手市病院事業会計決算の認定について	決算書の貢
(23) 認定第9号	令和7年度横手市水道事業会計決算の認定について	決算書の貢
(24) 認定第10号	令和7年度横手市下水道事業会計決算の認定について	決算書の貢
(25) 議案第73号	横手市認可地縁団体印鑑登録条例の一部を改正する条例	11 ~ 13
(26) 議案第74号	横手市職員等の旅費に関する条例	14 ~ 48
(27) 議案第75号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	49 ~ 57
(28) 議案第76号	工事請負契約の変更について(柳田工業団地拡張造成工事)	58
(29) 議案第77号	工事請負契約の締結について(横手衛生センター基幹的設備改良工事)	59
(30) 議案第78号	財産の取得について(消防団高視認性雨衣)	60

(31) 議案第79号	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解 に関するについて	61 ~ 62
(32) 議案第80号	字の区域の変更について	63 ~ 70
(33) 議案第81号	令和8年度横手市一般会計補正予算(第8号)	予算書の頁
(34) 議案第82号	令和8年度横手市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	予算書の頁
(35) 議案第83号	令和8年度横手市市営介護サービス事業特別 会計補正予算(第2号)	予算書の頁

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第 1 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 3 1 日専決

横手市長 高 橋 大

- 1 事故発生日時 令和 8 年 1 月 3 0 日（金）午前 4 時 3 0 分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相 手 方
- 4 事 故 の 概 要
- 5 損 害 賠 償 額 3 7 8, 4 9 3 円

報告第 16 号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成 28 年横手市条例第 2 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 24 日 提出

横手市長 高 橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
市報購読郵送料収入 (秘書広報課)	1,080	1	1	第13条第1項第7号（私債権の時効満了かつ債務者の時効援用の見込み） 放棄決定日：令和8年7月3日

報告第 17 号

令和 7 年度横手市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度横手市一般会計継続費精算報告書について次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 24 日提出
横手市長 高 橋 大

令和 7 年 度 横 手 市 一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他			国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他			国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他	
4. 衛生費	2. 清掃費	南東地区最終処分場長寿寿命化事業	令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			令和7年度	156,000,000				156,000,000	91,546,000				91,546,000	64,454,000				64,454,000
			計	39,000,000				39,000,000	89,994,700				89,994,700	△ 50,994,700				△ 50,994,700
9. 消防費	1. 消防費	高機能消防指令センター更新事業	令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和7年度	546,172,000			514,700,000	31,472,000	215,014,000			204,200,000	10,814,000	331,158,000			310,500,000	20,658,000
			計	652,498,000			636,900,000	15,598,000	983,656,000			947,400,000	36,256,000	△ 331,158,000			△ 310,500,000	△ 20,658,000
10. 教育費	2. 小学校教育費	小学校長寿寿命化対策事業（醍醐小学校）	令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和7年度	100,863,000			93,300,000	7,563,000	11,873,000			11,100,000	773,000	88,990,000			82,200,000	6,790,000
			計	235,346,000			218,100,000	17,246,000	323,308,000			300,300,000	23,008,000	△ 87,962,000			△ 82,200,000	△ 5,762,000
10. 教育費	5. 保健体育費	グリーンスタジアムよこてスコアボード改修事業	令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和7年度	203,691,000			192,600,000	11,091,000						203,691,000			192,600,000	11,091,000
			計	56,137,000			40,100,000	16,000,000	255,167,000			232,700,000	16,000,000	△ 199,030,000			△ 192,600,000	△ 6,430,000
10. 教育費	5. 保健体育費	グリーンスタジアムよこてスコアボード改修事業	令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			令和7年度	203,691,000			192,600,000	11,091,000						203,691,000			192,600,000	11,091,000
			計	259,828,000			232,700,000	16,000,000	255,167,000			232,700,000	16,000,000	4,661,000				4,661,000

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

専決第 1 2 号

専 決 処 分 書

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 3 0 日専決

横手市長 高 橋 大

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 8 年度横手市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 8, 0 7 0, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 7 月 3 0 日 専決
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 寄附金		620, 003	4, 300	624, 303
	1 寄附金	620, 003	4, 300	624, 303
19 繰入金		4, 915, 840	10, 000	4, 925, 840
	2 基金繰入金	4, 798, 867	10, 000	4, 808, 867
歳 入	合 計	58, 055, 700	14, 300	58, 070, 000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7, 144, 083	14, 300	7, 158, 383
	1 総務管理費	6, 261, 212	14, 300	6, 275, 512
歳 出	合 計	58, 055, 700	14, 300	58, 070, 000

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
18 寄附金	620, 003	4, 300	624, 303
19 繰入金	4, 915, 840	10, 000	4, 925, 840
計	58, 055, 700	14, 300	58, 070, 000

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7, 144, 083	14, 300	7, 158, 383				4, 300	10, 000
計	58, 055, 700	14, 300	58, 070, 000				4, 300	10, 000

2. 歳入

18 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 総務費寄附金	0	4,300	4,300	1 総務費寄附金	4,300	総務費寄附金 4,300
計	620,003	4,300	624,303			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	2,953,703	10,000	2,963,703	1 財政調整基金 繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000
計	4,798,867	10,000	4,808,867			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 広報費	103, 313	14, 300	117, 613			4, 300	10, 000	7 報償費	150	情報発信戦略プロジェクト事業 全国高校野球選手権大会出場支 援事業 14, 300
								8 旅費	572	
								10 需用費	1, 050	
								11 役務費	928	
								13 使用料及び 賃借料	300	
								18 負担金補助 及び交付金	11, 300	
計	6, 261, 212	14, 300	6, 275, 512			4, 300	10, 000			

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、報告し承認を求める。

専決第 1 4 号

専 決 処 分 書

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 7 日専決

横手市長 高 橋 大

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 8 年度横手市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 3, 8 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 8, 4 2 3, 8 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 7 日 専決
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金		4, 925, 840	353, 800	5, 279, 640
	2 基金繰入金	4, 808, 867	353, 800	5, 162, 667
歳 入 合 計		58, 070, 000	353, 800	58, 423, 800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災害復旧費		23, 227	353, 800	377, 027
	1 農林水産業施設災害復旧費	14, 226	150, 800	165, 026
	2 公共土木施設災害復旧費	9, 000	203, 000	212, 000
歳 出	合 計	58, 070, 000	353, 800	58, 423, 800

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	4,925,840	353,800	5,279,640
計	58,070,000	353,800	58,423,800

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	23, 227	353, 800	377, 027					353, 800
計	58, 070, 000	353, 800	58, 423, 800					353, 800

2. 歳入

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	2, 963, 703	353, 800	3, 317, 503	1 財政調整基金繰入金	353, 800	財政調整基金繰入金 353, 800
計	4, 808, 867	353, 800	5, 162, 667			

3. 歳出

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 農業施設災害復旧費	2, 000	22, 600	24, 600				22, 600	12 委託料	3, 000	農地農業用施設災害復旧事業 22, 600
								13 使用料及び賃借料	1, 000	
								15 原材料費	1, 000	
								18 負担金補助及び交付金	17, 600	
2 林業施設災害復旧費	12, 226	128, 200	140, 426				128, 200	10 需用費	5, 000	林業施設災害復旧事業 128, 200
								12 委託料	43, 200	
								13 使用料及び賃借料	64, 000	
								15 原材料費	16, 000	
計	14, 226	150, 800	165, 026				150, 800			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1道路橋りょう災害復旧費	4,000	148,100	152,100				148,100	10 需用費	700	道路橋りょう災害復旧事業 148,100
								11 役務費	1,600	
								12 委託料	64,200	
								13 使用料及び賃借料	43,400	
								14 工事請負費	30,100	

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								15 原材料費	8, 100	
2河川災害復 旧費	3, 000	20, 800	23, 800				20, 800	10 需用費	1, 300	河川災害復旧事業 20, 800
								12 委託料	3, 700	
								13 使用料及び 賃借料	9, 000	
								14 工事請負費	3, 000	
								15 原材料費	3, 800	
3都市計画施 設災害復旧 費	2, 000	34, 100	36, 100				34, 100	10 需用費	300	都市計画施設災害復旧事業 34, 100
								11 役務費	100	
								12 委託料	8, 300	
								13 使用料及び 賃借料	200	
								14 工事請負費	25, 000	
								15 原材料費	200	
計	9, 000	203, 000	212, 000				203, 000			

議案第 7 3 号

横手市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 8 6 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

横手市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年横手市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録者の資格等） 第２条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１９条第１項第１号</u>への職務代行者 （２）～（４） [略] （代理人の申請） 第１４条 市長は、第４条第１項の申請、第８条第１項の申請、同条第２項の届出又は第１１条の申請を地方自治法施行規則<u>（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号</u>	（登録者の資格等） 第２条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項第６号</u>の職務代行者 （２）～（４） [略] （代理人の申請） 第１４条 市長は、第４条第１項の申請、第８条第１項の申請、同条第２項の届出又は第１１条の申請を地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>の代理人（以下「代理人」と

上の代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

２・３　〔略〕

いう。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

２・３　〔略〕

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 7 4 号

横手市職員等の旅費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 2 号）の施行に伴い、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 4 項の規定に基づく国との権衡を図るため、条例を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市職員等の旅費に関する条例

横手市職員等の旅費に関する条例（平成１７年横手市条例第６４号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、別に定めるもののほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 職員 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第１項の規定の適用を受ける者
- （２） 市長等 職員のうち市長、副市長及び教育長
- （３） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行
- （４） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行
- （５） 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認めた場合は、その住所、居所その他旅行命令権者が認めた場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行すること。
- （６） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所

に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行すること。

(7) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行すること。

(8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするもの、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの

(9) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族

(10) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したもの

(11) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

(12) 電磁的方法 電磁的記録により職員の勤務の状況等の管理に関する事務を処理する電子情報処理組織を利用する方法

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合（当該死亡に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族
 - (4) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
 - (5) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員及び職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。次条及び第6条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額であって規則で定めるものを旅費として支給すること

ができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある場合は、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑なる遂行を図ることができない場合、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認めた場合であって、前項の規定に該当する場合は、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知し

なければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合は、速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等が電磁的記録である場合における第4項の規定による通知は、電磁的方法により行うことができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合は、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行した場合は、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な

通常の経路又は方法により旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書又は精算書（当該請求書又は精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において「請求書等」という。）に必要な資料（当該資料に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払を担当する者（以下この条及び第27条において「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合は、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 請求書等又は資料が電磁的記録である場合における第1項の規定による提出は、電磁的方法により行うことができる。
- 5 第1項に規定する請求書等及び必要な資料の種類並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第9条から第20条までに規定するところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額を合計した額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長等に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は最下級（市長等が移動する場合は、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は最上級（等級が3以上に区分された鉄道により、市長等以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額を合計した額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最下級（市長等が移動する場合は、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最上級（等級が3以上に区分された船舶により、市長等以外の者が移動する場合は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用にあつては、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであ

って、公務のため特に必要とするものに限る。)の額を合計した額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(外国旅行であって等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動する場合は、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用にあつては、公務のため特に必要とするものに限る。)の額を合計した額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第3号に規定するその他の移動について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該移動に要する費用の算定ができない方法を利用する必要がある場合は、規則で定める方法により算定した額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）に定める宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国家公務員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める国家公務員等の旅費支給規程における国家公務員とする。

(1) 市長等 指定職職員等

(2) 前号以外の職員 職務の級が10級以下の者

- 2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までに規定する交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額を合計した額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1

夜あたりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算出される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当を合計した額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1） 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費を合計した額に相当する額

（2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合は、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査定手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員につき国家公務員等の旅費支給規程に定める死亡手当の額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から1月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項に規定する場合において、退職等となった職員が家族を移転する場合は、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合は、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除き、着後滞在費又は家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条及び第16条から第19条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合は、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合は、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができない場合又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たない場合は、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合は、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの規定に規定する者が同条第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の横手市職員等の旅費に関する条例の規定によりこれらに相当する旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 6 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年横手市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用弁償） 第6条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として <u>横手市特別職の職員で常勤のものの給与及</u>	（費用弁償） 第6条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として <u>横手市職員等の旅費に関する条例（令和8</u>

<u>び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）第5条に規定する市長の例により支給する。</u> 2・3 [略]	<u>年横手市条例第 号）に規定する市長等の例により支給する。</u> 2・3 [略]
---	--

（横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

7 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第4条関係）				別表（第2条、第4条関係）			
区分	報酬の額	旅費の額	備考	区分	報酬の額	旅費の額	備考
識見監査委員	月額 150,000円	<u>横手市特別職の職員で常勤</u>		識見監査委員	月額 150,000円	<u>横手市職員等の旅費に関する</u>	
議会の議員の中から選任された監査委員	月額 47,000円	<u>のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市</u>		議会の議員の中から選任された監査委員	月額 47,000円	<u>条例（令和8年横手市条例第 号）に規</u>	
教育委員会の委員	月額 61,000円	<u>成17年横手市条例第59号。</u>		教育委員会の委員	月額 61,000円	<u>定する市長等の旅費相当額</u>	

農業委員 会	会長	月額 75,000 円	以下「条例」 という。) 別 表第1に規定す る旅費相当額	
	会長職務 代理者	月額 50,000 円		
	委員	月額 41,000 円		
	農地利用 最適化推 進委員	月額 35,000 円		
公平委員 会	委員長	年額 90,000 円		
	委員	年額 70,000 円		
選挙管理 委員会	委員長	月額 31,500 円		
	委員	月額 22,000 円		
投票管理者		1日につき 1		
			途中で交替した	
農業委員 会	会長	月額 75,000 円		
	会長職務 代理者	月額 50,000 円		
	委員	月額 41,000 円		
	農地利用 最適化推 進委員	月額 35,000 円		
公平委員 会	委員長	年額 90,000 円		
	委員	年額 70,000 円		
選挙管理 委員会	委員長	月額 31,500 円		
	委員	月額 22,000 円		
投票管理者		1日につき 1		
			途中で交替した	

	4,500円
開票管理者	1日につき 1
選挙長	2,200円
投票立会人	1日につき 1 2,400円
不在者投票立会人	
開票立会人	1日につき 1
選挙立会人	0,100円
期日前投票管理者	1日につき 1 2,800円

場合は、従事した時間で ^{あん} 按分して得た額とする。	
途中で交替した場合は、従事した時間で按分して得た額とする。	
1日に満たない場合は、従事した時間で按分して得た額とする。	
途中で交替した場合は、従事し	

	4,500円
開票管理者	1日につき 1
選挙長	2,200円
投票立会人	1日につき 1 2,400円
不在者投票立会人	
開票立会人	1日につき 1
選挙立会人	0,100円
期日前投票管理者	1日につき 1 2,800円

場合は、従事した時間で ^{あん} 按分して得た額とする。	
途中で交替した場合は、従事した時間で按分して得た額とする。	
1日に満たない場合は、従事した時間で按分して得た額とする。	
途中で交替した場合は、従事し	

期日前投票立会人	1日につき 1 0,900円
国民健康保険事業の 運営に関する協議会 の委員	日額 6,000 円
固定資産評価審査委 員会の委員	
社会教育委員	
青少年問題協議会の 委員	
図書館協議会の委員	
文化財保護審議会の 委員	
横手市伝統的建造物 群保存審議会	
スポーツ推進審議 会の委員	

た時間で按分し て得た額とす る。

期日前投票立会人	1日につき 1 0,900円
国民健康保険事業の 運営に関する協議会 の委員	日額 6,000 円
固定資産評価審査委 員会の委員	
社会教育委員	
青少年問題協議会の 委員	
図書館協議会の委員	
文化財保護審議会の 委員	
横手市伝統的建造物 群保存審議会	
スポーツ推進審議 会の委員	

た時間で按分し て得た額とす る。

給食センター運営委員会の委員
民生委員推薦会の委員
防災会議の委員
水防協議会の委員
交通安全対策会議の委員
総合計画審議会の委員
介護保険運営協議会の委員
企業振興審議会の委員
環境保全審議会の委員
都市計画審議会の委員

給食センター運営委員会の委員
民生委員推薦会の委員
防災会議の委員
水防協議会の委員
交通安全対策会議の委員
総合計画審議会の委員
介護保険運営協議会の委員
企業振興審議会の委員
環境保全審議会の委員
都市計画審議会の委員

土地区画整理審議会の委員
土地区画整理評価員
景観審議会の委員
住居表示審議会の委員及び地区委員
特別職報酬等審議会の委員
廃棄物減量等推進審議会委員及び専門委員
情報公開・個人情報保護審査会の委員
要保護児童対策地域協議会の委員
障害者施策推進協議会の委員
展望台展示資料協議

土地区画整理審議会の委員
土地区画整理評価員
景観審議会の委員
住居表示審議会の委員及び地区委員
特別職報酬等審議会の委員
廃棄物減量等推進審議会委員及び専門委員
情報公開・個人情報保護審査会の委員
要保護児童対策地域協議会の委員
障害者施策推進協議会の委員
展望台展示資料協議

会の委員
国民保護協議会の委員
生活安全安心会議の委員
行財政改革推進委員会 の委員
建築審査会の委員
子ども・子育て会議 の委員
いじめ対策委員会の 委員
空家等対策協議会の 委員
歴史的風致維持向 上協議会の委員
上下水道事業経営協 議会の委員

会の委員
国民保護協議会の委員
生活安全安心会議の委員
行財政改革推進委員会 の委員
建築審査会の委員
子ども・子育て会議 の委員
いじめ対策委員会の 委員
空家等対策協議会の 委員
歴史的風致維持向 上協議会の委員
上下水道事業経営協 議会の委員

障害者介護給付審査会の委員		日額 20,000円		医師が委員である場合は、第2条第2項の規定は、適用しない。				医師が委員である場合は、第2条第2項の規定は、適用しない。
介護認定審査会の委員								
横手市災害弔慰金等支給審査委員会の委員								
スポーツ推進委員		年額 25,000円 日額 2,000円						
クリーンプラザよこて環境保全委員会の委員		日額 3,000円	<u>条例別表第1に規定する旅費相当額</u>					
横手市横手町四町財産区管理会	会長	年額 25,000円	<u>横手市職員等の旅費に関する条例（平成17年横手市条例</u>					
	委員	年額 20,000円	<u>る条例に規定する市長等以</u>					
障害者介護給付審査会の委員		日額 20,000円		医師が委員である場合は、第2条第2項の規定は、適用しない。				医師が委員である場合は、第2条第2項の規定は、適用しない。
介護認定審査会の委員								
横手市災害弔慰金等支給審査委員会の委員								
スポーツ推進委員		年額 25,000円 日額 2,000円						
クリーンプラザよこて環境保全委員会の委員		日額 3,000円						
横手市横手町四町財産区管理会	会長	年額 25,000円	<u>横手市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等以</u>					
	委員	年額 20,000円						

横手市金沢 中野財産区 管理会	会長	年額 25,000 円	第64号) 別表 第1に規定する 旅費相当額		
	委員	年額 20,000 円			
横手市西成 瀬財産区管 理会	会長	月額 14,000 円			
	委員	月額 13,000 円			
横手市醍醐 財産区管理 会	会長	日額 4,500 円		山管理用務 日 額 6,100円	
	委員	日額 4,300 円			
横手市平鹿 町里見財産 区管理会	会長	日額 4,500 円			
	委員	日額 4,300 円			
横手市雄物 川町里見財	会長	日額 4,500 円			

横手市金沢 中野財産区 管理会	会長	年額 25,000 円	外の職員の旅 費相当額		
	委員	年額 20,000 円			
横手市西成 瀬財産区管 理会	会長	月額 14,000 円			
	委員	月額 13,000 円			
横手市醍醐 財産区管理 会	会長	日額 4,500 円		山管理用務 日 額 6,100円	
	委員	日額 4,300 円			
横手市平鹿 町里見財産 区管理会	会長	日額 4,500 円			
	委員	日額 4,300 円			
横手市雄物 川町里見財	会長	日額 4,500 円			

産区管理会	委員	日額 4,300 円
横手市雄物川町館合 財産区管理会の委員	年額 25,000 円	
横手市福地財産区管 理会の委員	年額 12,000 円	
横手市大雄館合財産	年額 6,000	

	産区管理会	委員	日額 4,300 円
報酬額を2等分し たものを9月末、 3月末に支給 旅費の額は 会議出務 日額 900円 山管理用務 日 額 1,200円	横手市雄物川町館合 財産区管理会の委員	年額 25,000 円	
報酬額を2等分し たものを9月末、 3月末に支給 旅費の額は 会議出務 日額 700円 山管理用務 日 額 850円	横手市福地財産区管 理会の委員	年額 12,000 円	
旅費の額は	横手市大雄館合財産	年額 6,000	

報酬額を2等分し たものを9月末、 3月末に支給 旅費の額は 会議出務 日額 900円 山管理用務 日 額 1,200円			
報酬額を2等分し たものを9月末、 3月末に支給 旅費の額は 会議出務 日額 700円 山管理用務 日 額 850円			
旅費の額は			

区管理会の委員		円		会議出務 日額 900円 山管理用務 日 額 1,200円	
鳥獣被害対策実施隊 の隊員		年額 5,000 円	<u>横手市職員等 の旅費に關す る条例（平成1 7年横手市条例 第64号）別表 第1に規定する 旅費相当額</u>		
学 校 医 師	内科	年額 200,00 0円	<u>条例別表第1に 規定する旅費 相当額</u>	担当学校1校当た り	<u>横手市職員等 の旅費に關す る条例に規定 する市長等の 旅費相当額</u>
	眼科	年額 130,00 0円			
	耳鼻咽喉科	0円			
	学校歯科医師	年額 160,00 0円			
	学校薬剤師	年額 100,00 0円			
学校臨床心理士		0円		出務が年間5回を	
区管理会の委員		円		会議出務 日額 900円 山管理用務 日 額 1,200円	
鳥獣被害対策実施隊 の隊員		年額 5,000 円			
学 校 医 師	内科	年額 200,00 0円	<u>横手市職員等 の旅費に關す る条例に規定 する市長等の 旅費相当額</u>	担当学校1校当た り	
	眼科	年額 130,00 0円			
	耳鼻咽喉科	0円			
	学校歯科医師	年額 160,00 0円			
	学校薬剤師	年額 100,00 0円			
学校臨床心理士		0円		出務が年間5回を	

			超える場合は、1 回につき16,000 円を加算する。				超える場合は、1 回につき16,000 円を加算する。
その他の特別職の職員	日額19,000円 以内又は月額 470,000円以 内において市 長の定める額	横手市職員等 の旅費に關す る条例別表第1 に規定する旅 費相当額		その他の特別職の職員	日額19,000円 以内又は月額 470,000円以 内において市 長の定める額	横手市職員等 の旅費に關す る条例に規定 する市長等以 外の職員の旅 費相当額	

（地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

8 地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例（平成17年横手市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（実費の弁償） 第2条　[略] 2　前項の規定により支給する実費弁償の額は、 <u>日当2, 2</u>	（実費の弁償） 第2条　[略] 2　前項の規定により支給する実費弁償の額は、 <u>横手市職員</u>

<u>00円とし、その他実費弁償額及びその支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u>	<u>等の旅費に関する条例（令和8年横手市条例第 号）に規定する市長等以外の職員の例による。</u>
--	--

（横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

9 横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
横手市特別職の職員で常勤のものの給与<u>及び旅費</u>に関する条例 <u>（旅費の支給）</u> <u>第5条 市長等が公務のため旅行した場合には、その旅行について旅費を支給する。</u> <u>2 市長等の旅費の種類及び額は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 内国旅行については、別表第1に定める額とする。</u> <u>（2） 外国旅行については、別表第2及び別表第3に定める額とする。</u>	横手市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

3 市長等の旅費は、一般職の職員に支給される旅費の支給方法に準じて支給する。

(委任)

第6条 [略]

別表第1 (第5条関係)

鉄道賃 航空賃 船賃	車賃(1 キロメートル につき)	日当(1 日につき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)	移転料、着 後手当、扶 養親族移転 料	備考
一般 職員 にあ る者 の旅 費の 額	円 37	円 2,600	円 13,000	円 2,600	移転料の額は、一般職員にある者の額、着後手当及び扶養親族移転料については一般職員	移転料、着後手当、扶養親族移転料は、副市長に支給できるものとす

(委任)

第5条 [略]

					の例によつて計算した額による。	る。
--	--	--	--	--	-----------------	----

別表第 2（第 5 条関係）

日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	（1夜につき）
円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 7 0 号）による改正前の国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号。以下「大蔵省令」という。）で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として大蔵省令で定める地域のうち

指定都市の地域以外の地域で大蔵省令で定める地域を
いい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。） 、中
南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域と
して大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外
の地域で大蔵省令で定める地域をいい、乙地方とは、
指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦
を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び
外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日
当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第3（第5条関係）

支度料及び死亡手当

<u>支度料</u>			<u>死亡手当</u>
<u>旅行期間1月未満</u>	<u>旅行期間1月以 上3月未満</u>	<u>旅行期間3月以 上</u>	
<u>66,030円</u>	<u>80,180円</u>	<u>94,330円</u>	<u>490,000円</u>

（横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

10 横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年横手市条例第60

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>第5条 教育長が公務のため旅行した場合には、旅費を支給する。</u> <u>2 教育長の旅費の額は、副市長に支給する旅費相当額とする。</u> <u>3 教育長に支給する旅費は、一般職の職員に支給される旅費の支給方法に準じて支給する。</u> (勤務時間その他の勤務条件) <u>第6条</u> [略]	(勤務時間その他の勤務条件) <u>第5条</u> [略]

(横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

11 横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年横手市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償)	(費用弁償)

第 1 1 条 消防団員が公務のために旅行したときは、団長及び副団長にあつては横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 5 9 号）の規定による旅費相当額を、分団長、副分団長、部長、班長及び団員にあつては、横手市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 4 号）の規定による旅費相当額を費用弁償として支給する。この場合において、当該費用弁償の支給方法については、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 1 号）の適用を受ける職員の例による。

第 1 1 条 消防団員が公務のために旅行したときは、団長及び副団長にあつては横手市職員等の旅費に関する条例（令和 8 年横手市条例第 号）に規定する市長等の旅費相当額を、分団長、副分団長、部長、班長及び団員にあつては、横手市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等以外の職員の旅費相当額を費用弁償として支給する。この場合において、当該費用弁償の支給方法については、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 1 号）の適用を受ける職員の例による。

（横手市大森浄化センターの施設性能等に関する第三者委員会設置条例の一部改正）

1 2 横手市大森浄化センターの施設性能等に関する第三者委員会設置条例（令和 7 年横手市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（費用弁償） 第 1 0 条 [略]	（費用弁償） 第 1 0 条 [略]

2 前項の規定による費用弁償の支給は、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）に規定する旅費の支給の例による。

2 前項の規定による費用弁償の支給は、横手市職員等の旅費に関する条例（令和8年横手市条例第 号）に規定する市長等の旅費の支給の例による。

（横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

13 横手市病院事業管理者の給料額、旅費額及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例（平成17年横手市条例第319号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	旅費額	職名	旅費額
横手市病院 事業管理者	<u>横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）で規定する市長の旅費相当額</u>	横手市病院 事業管理者	<u>横手市職員等の旅費に関する条例（令和8年横手市条例第 号）に規定する市長等の旅費相当額</u>

議案第 7 5 号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第29条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第29条 [略] 2 [略] 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>(以下「看護師等」という。)</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学</u>

院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 3 1 条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

(職員)

第 3 1 条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第44条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(職員)

第47条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

1～8 [略] 9 前2項の規定を適用するときは、<u>保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。	1～8 [略] 9 前2項の規定を適用するときは、<u>保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。
---	--

第2条 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>第13条 削除</u>	<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童</u>

	<u>対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
--	---

（横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年横手市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第１４条　〔略〕	（虐待等の禁止） 第１４条　〔略〕 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第１４条の２ 乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業</u>

者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 7 6 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約を次のとおり変更する。

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 柳田工業団地拡張造成工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 変更前 6 0 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円
変更後 6 5 6 , 0 8 0 , 7 0 0 円 |
| 3 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市大町 5 番 1 9 号
伊藤・吉田 柳田工業団地拡張造成工事 特定建設工事共同企業体
代表者 伊藤建設工業株式会社
代表取締役 中村 清昭 |

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 7 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 77 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 横手衛生センター基幹的設備改良工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市睦成字七間川原 53 番地 2 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 5, 115, 000, 000 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県仙台市青葉区中央一丁目 6 番 35 号
カナデビア株式会社 東北支社 支社長 西川 佳成 |

令和 8 年 8 月 24 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 78 号

財産の取得について

次のとおり消防団高視認性雨衣を購入する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 名 称 | 消防団高視認性雨衣 1, 978 着 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購 入 金 額 | 29, 700, 000 円 |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市清川町10番4号
株式会社ツルタック
代表取締役 鶴田 眞理子 |

令和 8 年 8 月 24 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年横手市条例第 67 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 79 号

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関するについて

次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

1 事 件 名

2 当 事 者

3 事 件 の 概 要

4 損 害 賠 償 額 10,495,568円

5 和 解 の 内 容

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 80 号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく県営ほ場整備事業農地集積加速化基盤整備事業による田ノ植地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 8 月 24 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

字界変更調書(田ノ植地区)

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町上吉田字伍口 45の1、45の2、46、48の1、56の1、57の1、58から60まで、61の1、65の1、70の6及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字公地
横手市平鹿町上吉田字大道 21、23から25まで、26の1、27の1、29の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字公地 71の一部、115から117までの各一部、127の一部、128、129、133から135まで、136の一部、137の一部、143、144、145の一部、165、166の1、166の2、167、168、228、229から231までの各一部、247から253まで、254の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字館尻
横手市平鹿町上吉田字吉田 112の5、112の7、112の8及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字四ツ屋 279から306まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字新城東
横手市平鹿町上吉田字高野表 19の1、20から28まで、47の1、48から56までのこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字新城東 11の1、12、13、14の1、15、16、17の1、18、19の1、20の1、21、22の1、26から29まで、30の1、31の1、32の1、51から55まで、59、60の1、78から83まで、84の1、85の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字新城表

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町上吉田字高野 1から5まで、6の1、6の2、7から9まで、13、14、24、29から31まで、32の1、33の1、34の1、35の1、53の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字高野表
横手市平鹿町上吉田字密屋下 9の1、9の2、10から22まで、31から38までの各一部、39、40の一部、46、47の一部、49、50の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字高野 53の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字密屋下
横手市平鹿町上吉田字密屋下 1から8まで、23から29までの各一部、30の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字杉ヶ崎
横手市平鹿町上吉田字中谷地 1から20まで、21から38までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字密屋下 23から29までの各一部、30の1の一部、53から59まで、60の1、65から70まで、71の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字中谷地
横手市平鹿町上吉田字五十田東 73の一部、80の一部、81の一部、85の一部、88の一部、89の一部、90、91及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字五十田後 10の3、11の3、14から16まで、16の3、17から19まで、19の5、19の6、20、28の3、37から45まで、63から70まで、89から98まで、112から115まで、122から125まで、129から132まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字野田 5から14まで、25から36まで、38から41まで、58から65まで、249から252まで、253の2、254、255、258から260まで、261の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字五十田東

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町中吉田字田ノ植 横手市平鹿町上吉田字吉田140から143までに隣接する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町上吉田字吉田
横手市平鹿町上吉田字五十田 35から38までの各一部、56の1、57から59まで、78から82まで、102の1の一部、103の1、104の1、105、106の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字西小路東
横手市平鹿町中吉田字家ノ後 179の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字福田
横手市平鹿町中吉田字福田 70の1、72の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字家ノ後
横手市平鹿町中吉田字五十石 横手市平鹿町中吉田字東川端33、56、57に隣接する水路である公有地の一部	横手市平鹿町中吉田字東川端
横手市平鹿町中吉田字東川端 2、3、5から18まで、23、24、29、30、34から49まで、50から56までの各一部、58から67まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字五十石
横手市平鹿町中吉田字田ノ植 147から155までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字田ノ植 95の1、96の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに86から88まで、92、93、94の1に隣接する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字田ノ植
横手市平鹿町中吉田字五十石 34から47までの各一部、52から54までの各一部、72の1の一部、72の2の一部、73から80までの各一部、81、85から87まで、88の1、88の2、89から96まで、99の1、100の1、101の1、102の1、103、104の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字尾巻 50から54までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字角掛

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町中吉田字家ノ前 横手市平鹿町中吉田字谷地中84から86までに隣接する公有地の一部	横手市平鹿町中吉田字谷地中
横手市平鹿町中吉田字杉ノ下 35の4	
横手市平鹿町中吉田字浮蓋 24の一部、25から27まで、53の一部、54から56まで、57の1、57の2、77から80までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字西小路 59から61までの各一部、85の一部、86の一部、87、88及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字杉ノ下 31から35までの各一部、48から54まで、55から67までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字谷地中 43から52までの各一部、65から74まで、75から84までの各一部、87から96まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字家ノ前
横手市平鹿町中吉田字浮蓋 53の一部、75から80までの各一部、92の一部、93から97まで、100の一部、101の一部、102から106まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字西小路 17の一部、18の一部、36の一部、37、59から61までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字杉ノ下
横手市平鹿町中吉田字古城 21の一部、22から26まで、27から30までの各一部、31の1から31の3までの各一部、32から37までの各一部、43から45までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町上吉田字西小路東 1から16まで、17の1、17の2、18の1、18の2、19から37までの各一部、38の1の一部、38の2、39の1の一部、39の2、40の1の一部、40の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字古城
横手市平鹿町上吉田字吉田 151の2の一部、156の2の一部、157の2の一部、158の2の一部、159の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに151の1に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字五十田 16から19まで、35から38までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	
横手市平鹿町上吉田字角掛 23の一部、39の一部、40、41、57の一部、58、59、75から78まで、93から96まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字田ノ植 12、13、26の1、91及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部、並びに横手市平鹿町上吉田字吉田140に隣接する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字尾巻 32から34までの各一部、35、36の1、36の2、37、38、52から54までの各一部、55及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町中吉田字古城 1、1の2、2から13まで、14の1、14の2、15から20まで、21の一部、38の1、38の3、39、40、41の1、41の2、42の一部、113の4、114の1、114の2、115の1から115の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字西小路
横手市平鹿町中吉田字備前谷地 1から3まで、4の1、4の2、7の一部、8から12まで、13の1、13の2、22の一部、23から28まで、29の1から29の4まで、43の一部、44の一部、45から48まで、49の1、49の2、66の一部、67、68、69の1、69の2、81の一部、82の一部、83の1の一部、83の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字浮蓋 1の2の一部、1の3、2から8までの各一部、9から23まで、24の一部、40の2の一部、41から53までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字家ノ前 6から9まで、10の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字浮蓋
横手市平鹿町中吉田字中清水 191から197まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字一盃清水 1の一部、2の2の一部、48の1の一部、48の2、51の1の一部、51の2、52の一部、77の一部、79から119まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字備前谷地 81の一部、82の一部、83の1の一部、90の一部、91及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	
横手市平鹿町中吉田字一盃清水 1の一部、2の2の一部、29、30、32、43から47まで、48の1の一部、51の1の一部、52の一部、53から70まで、72から74まで、75の1、77の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町中吉田字備前谷地

変更前の字の区域	変更後の字の区域
横手市平鹿町下吉田字大道 132の1から132の4まで、133の1、133の2、134、136、139、139の1、141の1、141の3、 142、143の1、143の3、144、145、173から181まで、182の1、182の2及びこれらの区域に 隣接介在する道路、水路である公有地の全部	横手市平鹿町下吉田字下福田街道上
横手市平鹿町上吉田字伍口 2から6まで、9、10の1、11の1、12の1、13の1、13の2、14の1、50の1、51の1、54、55の 1、55の2、62の1、62の2、63の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の 全部	横手市平鹿町下吉田字大道

議案第 8 1 号

令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 8 年度横手市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 9 9, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 0, 6 2 3, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		20,531,000	147,874	20,678,874
	1 地方交付税	20,531,000	147,874	20,678,874
15 国庫支出金		7,586,891	45,871	7,632,762
	1 国庫負担金	5,235,020	46,275	5,281,295
	2 国庫補助金	2,332,614	△404	2,332,210
16 県支出金		4,612,100	△1,767	4,610,333
	2 県補助金	2,266,215	△1,767	2,264,448
19 繰入金		5,279,640	308,536	5,588,176
	2 基金繰入金	5,162,667	308,536	5,471,203
20 繰越金		800,000	1,678,805	2,478,805
	1 繰越金	800,000	1,678,805	2,478,805
21 諸収入		1,743,479	2,181	1,745,660
	4 雑入	411,882	2,181	414,063
22 市債		3,732,600	18,100	3,750,700
	1 市債	3,732,600	18,100	3,750,700
歳 入 合 計		58,423,800	2,199,600	60,623,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7, 158, 383	13, 457	7, 171, 840
	1 総務管理費	6, 275, 512	13, 457	6, 288, 969
3 民生費		15, 890, 261	93, 997	15, 984, 258
	1 社会福祉費	8, 473, 947	25, 572	8, 499, 519
	2 児童福祉費	6, 252, 227	14, 425	6, 266, 652
	3 生活保護費	1, 139, 142	54, 000	1, 193, 142
4 衛生費		6, 927, 731	5, 756	6, 933, 487
	1 保健衛生費	3, 289, 217	1, 119	3, 290, 336
	2 清掃費	2, 505, 540	4, 637	2, 510, 177
6 農林水産業費		3, 251, 828	33, 450	3, 285, 278
	1 農業費	2, 875, 141	28, 050	2, 903, 191
	2 林業費	376, 687	5, 400	382, 087
7 商工費		2, 769, 897	7, 453	2, 777, 350
	1 商工費	2, 769, 897	7, 453	2, 777, 350
10 教育費		4, 378, 752	9, 344	4, 388, 096
	5 保健体育費	1, 482, 640	9, 344	1, 491, 984
13 諸支出金		37, 140	2, 036, 143	2, 073, 283
	1 基金費	37, 140	2, 036, 143	2, 073, 283
歳 出	合 計	58, 423, 800	2, 199, 600	60, 623, 400

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	小中学校環境整備事業（小中学校照明LED化事業）	281,447

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和8年度増田庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度平鹿庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度雄物川庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度十文字庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度山内庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度大雄庁舎機械警備業務委託	令和9年度	令和13年度	3,000
令和8年度農業経営安定化対策資金利子補給（自然災害枠）	令和9年度	令和19年度	令和8年度の農業経営安定化対策資金（自然災害枠）の融資の償還に係る利子のうち、年利の0.5%の利子に相当する金額以内の利子補給額

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学童保育施設環境整備事業	13,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	27,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
クリーンプラザよこて照明LED化事業	21,000				25,200			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	20,531,000	147,874	20,678,874
15 国庫支出金	7,586,891	45,871	7,632,762
16 県支出金	4,612,100	△1,767	4,610,333
19 繰入金	5,279,640	308,536	5,588,176
20 繰越金	800,000	1,678,805	2,478,805
21 諸収入	1,743,479	2,181	1,745,660
22 市債	3,732,600	18,100	3,750,700
計	58,423,800	2,199,600	60,623,400

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7, 158, 383	13, 457	7, 171, 840					13, 457
3 民生費	15, 890, 261	93, 997	15, 984, 258	45, 871	△1, 814	13, 900	2, 181	33, 859
4 衛生費	6, 927, 731	5, 756	6, 933, 487			4, 200		1, 556
6 農林水産業費	3, 251, 828	33, 450	3, 285, 278		47			33, 403
7 商工費	2, 769, 897	7, 453	2, 777, 350					7, 453
10 教育費	4, 378, 752	9, 344	4, 388, 096					9, 344
13 諸支出金	37, 140	2, 036, 143	2, 073, 283					2, 036, 143
計	58, 423, 800	2, 199, 600	60, 623, 400	45, 871	△1, 767	18, 100	2, 181	2, 135, 215

1 項 地方交付税

(単位：千円)

1 項 国庫負担金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	440, 381	△404	439, 977	4 児童福祉費補助金	△4, 185	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1, 916 保育対策総合支援事業費補助金 850 子ども・子育て支援整備交付金 △6, 951

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				7 地域診療情報 連携推進費補 助金	3, 781	地域診療情報連携推進費補助金 3, 781
計	2, 332, 614	△404	2, 332, 210			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費補助金	676, 251	△1, 814	674, 437	8 児童福祉費補 助金	△1, 814	放課後児童クラブ整備費補助金 △6, 951 保育施設等物価高騰対策事業費補助金 5, 137
4 農林水産業費補助金	1, 025, 012	47	1, 025, 059	1 農業費補助金	47	新規就農者確保緊急円滑化対策事業費補助金 47
計	2, 266, 215	△1, 767	2, 264, 448			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3, 317, 503	308, 536	3, 626, 039	1 財政調整基金 繰入金	308, 536	財政調整基金繰入金 308, 536
計	5, 162, 667	308, 536	5, 471, 203			

20 款 繰越金

1 項 繰越金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	800, 000	1, 678, 805	2, 478, 805	1 繰越金	1, 678, 805	繰越金 1, 678, 805
計	800, 000	1, 678, 805	2, 478, 805			

21 款 諸収入

4 項 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 雑入	349, 426	2, 181	351, 607	1 雑入	2, 181	過年度収入 2, 181
計	411, 882	2, 181	414, 063			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	49, 500	13, 900	63, 400	2 児童福祉事業債	13, 900	過疎対策事業債 13, 900
3 衛生債	686, 600	4, 200	690, 800	2 清掃事業債	4, 200	脱炭素化推進事業債 4, 200
計	3, 732, 600	18, 100	3, 750, 700			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6財産管理費	1, 043, 050	13, 376	1, 056, 426				13, 376	11 役務費	88	庁舎管理費（条里南庁舎） 649 庁舎管理費（増田庁舎） 629 庁舎管理費（平鹿庁舎） 8, 500 庁舎管理費（雄物川庁舎） 1, 362 庁舎管理費（十文字庁舎） 944 庁舎管理費（大雄庁舎） 1, 292
								12 委託料	7, 238	
								14 工事請負費	6, 050	
8地域振興費	313, 206	81	313, 287				81	18 負担金補助 及び交付金	81	集会施設整備補助事業 81
計	6, 275, 512	13, 457	6, 288, 969				13, 457			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2障がい者自立支援給付費	2, 803, 003	3, 966	2, 806, 969	1, 983			1, 983	12 委託料	3, 966	障がい者自立支援給付総務費 3, 966

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 地域福祉費	705, 953	6, 600	712, 553	5, 775			825	18 負担金補助及び交付金	5, 775	地域福祉総務費 825
								22 償還金、利子及び割引料	825	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 5, 775
5 高齢者福祉施設費	515, 423	12, 817	528, 240				12, 817	27 繰出金	12, 817	市営介護サービス事業特別会計繰出金 12, 817
6 医療給付費	757, 939	0	757, 939	1, 798			△1, 798			福祉医療事業 財源振替
8 介護保険対策費	1, 955, 502	2, 189	1, 957, 691			2, 181	8	27 繰出金	2, 189	介護保険特別会計繰出金 2, 189
計	8, 473, 947	25, 572	8, 499, 519	9, 556		2, 181	13, 835			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉総務費	1, 389, 649	14, 425	1, 404, 074	7, 903			6, 522	12 委託料	2, 875	児童福祉総務費	2, 875
								18 負担金補助及び交付金	11, 550	保育対策総合支援事業 保育施設等物価高騰対策事業	1, 275 10, 275
6 児童福祉施設整備費	38, 175	0	38, 175	△13, 902	13, 900		2			学童保育施設整備事業	財源振替
計	6, 252, 227	14, 425	6, 266, 652	△5, 999	13, 900		6, 524				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 扶助費	1, 070, 654	54, 000	1, 124, 654	40, 500			13, 500	19 扶助費	54, 000	一般扶助費 54, 000
計	1, 139, 142	54, 000	1, 193, 142	40, 500			13, 500			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
10 保健衛生施設費	59, 118	1, 119	60, 237				1, 119	12 委託料	1, 119	保健センター費 1, 119
計	3, 289, 217	1, 119	3, 290, 336				1, 119			

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2塵芥処理費	2, 072, 347	4, 637	2, 076, 984		4, 200		437	14 工事請負費	4, 637	クリーンプラザよこて費 4, 637
計	2, 505, 540	4, 637	2, 510, 177		4, 200		437			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 農業振興費	1, 183, 915	28, 050	1, 211, 965	47			28, 003	10 需用費	50	就農支援事業	50
								18 負担金補助 及び交付金	28, 000	農業災害等緊急支援事業	28, 000
計	2, 875, 141	28, 050	2, 903, 191	47			28, 003				

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 林業総務費	81, 104	5, 400	86, 504				5, 400	18 負担金補助 及び交付金	5, 400	有害鳥獣対策事業 5, 400
計	376, 687	5, 400	382, 087				5, 400			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工業振興費	1, 806, 820	7, 453	1, 814, 273				7, 453	11 役務費	6, 953	企業誘致対策費 7, 453
								12 委託料	500	
計	2, 769, 897	7, 453	2, 777, 350				7, 453			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 学校給食費	868, 299	9, 344	877, 643				9, 344	18 負担金補助 及び交付金	9, 344	学校給食事業 9, 344
計	1, 482, 640	9, 344	1, 491, 984				9, 344			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 財政調整基金費	16, 607	1, 239, 410	1, 256, 017				1, 239, 410	24 積立金	1, 239, 410	財政調整基金積立金 1, 239, 410
3 目的基金費	11, 294	796, 733	808, 027				796, 733	24 積立金	796, 733	ふるさと応援基金積立金 300, 971 公共施設等総合管理推進基金積立金 247, 881 横手市民会館施設整備基金積立金 247, 881
計	37, 140	2, 036, 143	2, 073, 283				2, 036, 143			

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	3, 731, 100	18, 100	3, 749, 200	5, 560, 311		5, 560, 311	49, 775, 704	18, 100	49, 793, 804
(2)民 生	48, 000	13, 900	61, 900	291, 302		291, 302	1, 805, 524	13, 900	1, 819, 424
(3)衛 生	686, 600	4, 200	690, 800	717, 305		717, 305	5, 925, 302	4, 200	5, 929, 502
合 計	3, 732, 600	18, 100	3, 750, 700	7, 301, 607		7, 301, 607	61, 576, 064	18, 100	61, 594, 164

議案第 8 2 号

令和 8 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 5, 3 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 1 3 4, 9 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		3,361,142	5,819	3,366,961
	1 支払基金交付金	3,361,142	5,819	3,366,961
8 繰入金		2,321,886	△353,965	1,967,921
	1 一般会計繰入金	1,954,902	2,189	1,957,091
	2 基金繰入金	366,984	△356,154	10,830
9 繰越金		1	463,518	463,519
	1 繰越金	1	463,518	463,519
歳 入	合 計	13,019,544	115,372	13,134,916

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		36,865	115,372	152,237
	1 償還金及び還付加算金	1,813	115,372	117,185
歳 出 合 計		13,019,544	115,372	13,134,916

第 2 表 債務負担行為補正

変 更 (単位：千円)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間		限 度 額	期 間		限 度 額
	自	至		自	至	
令和 8 年度介護認定審査会タブレット端末リース	令和 9 年度	令和 1 3 年度	1,602	令和 9 年度	令和 1 3 年度	9,768

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 支払基金交付金	3, 361, 142	5, 819	3, 366, 961
8 繰入金	2, 321, 886	△353, 965	1, 967, 921
9 繰越金	1	463, 518	463, 519
計	13, 019, 544	115, 372	13, 134, 916

歳 出 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	36, 865	115, 372	152, 237					115, 372
計	13, 019, 544	115, 372	13, 134, 916					115, 372

2. 歳入

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費交付金	3,296,806	5,819	3,302,625	2 過年度分	5,819	過年度分介護給付費負担金 5,819
計	3,361,142	5,819	3,366,961			

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 低所得者保険料軽減 繰入金	116,795	2,189	118,984	2 過年度分	2,189	過年度分 2,189
計	1,954,902	2,189	1,957,091			

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護保険給付準備基 金繰入金	366,984	△356,154	10,830	1 介護保険給付 準備基金繰入 金	△356,154	介護保険給付準備基金繰入金 △356,154
計	366,984	△356,154	10,830			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	463, 518	463, 519	1 繰越金	463, 518	繰越金 463, 518
計	1	463, 518	463, 519			

3. 歳出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償還金	1	115, 372	115, 373				115, 372	22 償還金、利 子及び割引 料	115, 372	償還金 115, 372
計	1, 813	115, 372	117, 185				115, 372			

議案第 8 3 号

令和 8 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 8 1 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 3 5, 2 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出
横手市長 高 橋 大

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金		472, 851	12, 817	485, 668
	1 他会計繰入金	472, 851	12, 817	485, 668
歳 入	合 計	1, 522, 398	12, 817	1, 535, 215

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		329,641	7,695	337,336
	1 施設管理費	329,641	7,695	337,336
2 サービス事業費		1,095,392	5,122	1,100,514
	3 施設介護サービス事業費	916,400	5,122	921,522
歳 出	合 計	1,522,398	12,817	1,535,215

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入 (単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	472, 851	12, 817	485, 668
計	1, 522, 398	12, 817	1, 535, 215

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	329, 641	7, 695	337, 336					7, 695
2 サービス事業費	1, 095, 392	5, 122	1, 100, 514					5, 122
計	1, 522, 398	12, 817	1, 535, 215					12, 817

2. 歳入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	472, 851	12, 817	485, 668	1 一般会計繰入金	12, 817	一般会計繰入金（介護老人保健施設老健おおもり） 12, 817
計	472, 851	12, 817	485, 668			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	329, 641	7, 695	337, 336				7, 695	12 委託料	319	介護老人保健施設老健おおもり費 7, 695
								14 工事請負費	7, 376	
計	329, 641	7, 695	337, 336				7, 695			

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1施設介護サービス事業費	916, 400	5, 122	921, 522				5, 122	1 報酬	4, 090	施設介護サービス事業 5, 122
								3職員手当等	861	
								8旅費	171	
計	916, 400	5, 122	921, 522				5, 122			

給 与 費 明 細 書

１．一 般 職

(１) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(112) 67	261,634	314,162	290,703	866,499	154,572	1,021,071	
補 正 前	(110) 67	257,544	314,162	289,842	861,548	154,572	1,016,120	
比 較	(2)	4,090		861	4,951		4,951	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手 当	住 居 当 手 当	通 勤 当 手 当	特 殊 勤 手 務 当	時間外 勤 手 当	宿 日 直 当 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	夜 間 勤 手 務 当	休 日 勤 手 務 当	管理職 手 当	期 末 当 手 当	勤 勉 当 手 当	寒冷地 手 当	児 童 当 手 当	単 身 赴 手 任 当	地 域 当 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	5,379	1,710	8,456	6,302	11,863			6,140	30	1,198	115,529	95,490	5,505	3,400			29,701	290,703
補 正 前	5,379	1,710	8,456	6,302	11,863			6,140	30	1,198	115,087	95,071	5,505	3,400			29,701	289,842
比 較											442	419						861

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(97)	261,634		90,172	351,806	54,920	406,726	
補 正 前	(95)	257,544		89,311	346,855	54,920	401,775	
比 較	(2)	4,090		861	4,951		4,951	

※ () 内は、パートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手	時 間 外 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 手	休 日 勤 手	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手	地 域 手 当	退 職 手 負 担 金	合 計
補 正 後											48,984	41,188						90,172
補 正 前											48,542	40,769						89,311
比 較											442	419						861